

守谷イメージ画使用取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、守谷イメージ画の使用について必要な事項を定めることにより、本市の魅力を市の内外へ効果的に宣伝し、市のイメージアップを図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 守谷イメージ画 市の魅力及びイメージの発信を目的とし、市が委託して制作したイラスト
- (2) イメージ画基本形 守谷イメージ画を使用に供するため電子データ化したイラスト（別図）
- (3) モチーフ イメージ画基本形内に配置されている個別のイラスト
- (4) 非営利使用 イメージ画基本形及びモチーフ（以下「イメージ画」という。）を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第5款に規定する著作権の制限に該当する活動及び営利を目的としない活動で使用する。
- (5) 商用使用 イメージ画を、非営利使用以外の目的により使用すること。
- (6) 物販使用 商用使用のうち、イメージ画を使用した物件を販売すること。

(イメージ画に関する権限)

第3条 イメージ画に関する著作権は、守谷市に帰属する。

(使用対象者)

第4条 イメージ画を使用できる者は、市の魅力を市の内外に発信し、市のイメージアップを図る活動に共感し、かつ、協力する目的で使用しようとする者とする。

(守谷市PR事業者登録)

第5条 イメージ画を商用使用しようとする者（以下「商用使用者」という。）は、あらかじめ守谷市PR事業者登録（以下「事業者登録」という。）をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、イメージ画の商用使用が次の各号に該当するときは、事業者登録を省略することができる。

- (1) 行政機関が使用するとき。
- (2) 市または市教育委員会が後援する事業に使用するとき。
- (3) その他市長が認めるとき。

(事業者登録の申請)

第6条 前条第1項の事業者登録をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、守谷市PR事業者登録申請書（様式第1号）に関係書類を添えて

、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（事業者登録の承認）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、守谷市PR事業者登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 事業者登録の登録期間は、登録日から登録日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。
- 3 登録申請者が事業者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は継承させることができない。

（事業者登録の制限）

第8条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その登録を行わないものとする。

- （1）市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがある行為を行う者
- （2）法令等に違反するおそれがある行為を行う者
- （3）公の秩序及び善良の風俗に反するおそれがある行為を行う者
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員
- （5）政治活動、宗教活動又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- （6）前各号に掲げるもののほか、事業者登録を行うことが不適当であると市長が認めるもの

（事業者登録内容の変更等）

第9条 事業者登録の承認を受けた者で、当該事業者登録の内容を変更しようとする者は、守谷市PR事業者登録変更申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、前条の規定を適用してその内容を審査の上、変更の可否を決定し、守谷市PR事業者登録変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（商用使用の申請）

第10条 商用使用者は、守谷イメージ画使用申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、守谷イメージ画使用承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査において使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 市のPR及びシティプロモーションという趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがある場合
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団が使用する場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれがある場合
- (6) 自己の商標若しくは意匠として独占的に使用し、又はそのおそれがある場合
- (7) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (8) 使用上の遵守事項を守らない等、正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (9) その他承認することが適当でないと認められる場合

4 第2項の規定による承認には、条件を付することができる。
(使用の中止等)

第11条 市長は、前条第2項の規定による承認を得たイメージ画の使用が同条第3項に該当すると認められるときは、当該使用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、非営利使用が前条第3項の規定に該当すると認められるときは、使用の中止を命ずることができる。

3 前2項の規定により承認を取り消された者及び使用の中止を命じられた者（以下「使用中止者」という。）は、当該承認に係るイメージ画を使用した物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、使用中止者に対して、当該承認に係るイメージ画を使用した物件の回収を求めることができる。

5 前条の承認を受けないでイメージ画が使用されたときは、前項までの規定を適用するものとする。

(商用使用の承認の変更等)

第12条 第10条の規定によりイメージ画の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該承認内容を変更しようとするときは、守谷イメージ画使用変更申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、使用内容の変更の可否を決定し、守谷イメージ画使用変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認には、条件を付することができる。

(使用料)

第13条 イメージ画の使用料は、無料とする。

(商用使用期間)

第14条 商用使用によりイメージ画を使用できる期間は、当該物件の使用が承認された日から承認された日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、当該物件の使用承認期間が第7条第2項の規定する登録期間よりも以後の日の場合は、登録期間までとする。

(使用上の遵守事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的のみに使用すること。
- (2) 使用することができる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別に定めた形、色等に沿って正しく使用すること。
- (4) イメージ画の直下又は直近に、著作権が守谷市にあることを表記すること。
- (5) イメージ画を使用した物件に、商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。
- (6) イメージ画を使用した物件の完成品の写真又はサンプルを提出すること。

(物販使用上の遵守事項)

第16条 物販使用をしようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) モチーフのうち、別に定める守谷イメージ画デザインマニュアルに規定するビール工場、モコバス、関東鉄道常総線、TX A、TX B及びTX Cを使用してはならない。
- (2) 販売しようとする物件に、前条第4号で定める表記のほか、市が定める承認番号を表記しなければならない。
- (3) 年度中の販売実績を、守谷イメージ画使用物件販売実績報告書(様式第9号)により、物件の販売を開始した日の属する年度の翌年度の5月末日までに市長に報告しなければならない。ただし、物販使用が使用期間中に終了したときは、終了日から2箇月以内に報告しなければならない。

(免責)

第17条 第11条の規定により、市長がイメージ画の使用の承認を取り消したことにより使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 使用者は、イメージ画の使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担においてその紛争の処理及び解決を図らなければならない。

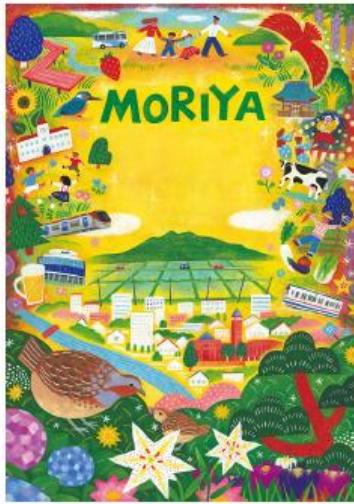
(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

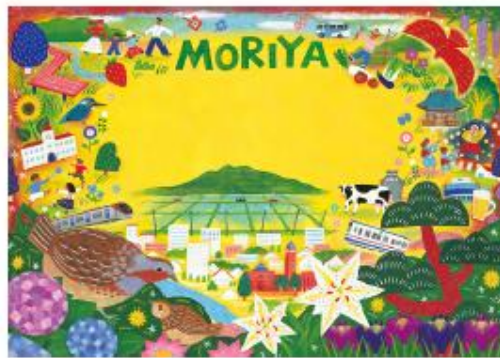
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）
イメージ画基本形



縦型



横型

様式第 1 号（第 6 条関係）

守谷市 P R 事業者登録申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

守谷イメージ画を商用使用するにあたり、守谷市の魅力を P R するために、
守谷市 P R 事業者としての登録（登録期間の延長）を申請します。

記

1 申請内容

☐ 新規登録	☐ 登録期間の延長（登録番号 第 号）
-------------------------------	--

2 事業概要

事業目的	
従業員数	
U R L	

3 担当者連絡先

所属部署・担当者名	電話番号	メールアドレス

4 添付書類

- （１）申請者の概要が分かるもの
- （２）その他参考資料

様式第2号（第7条関係）

守谷市PR事業者登録承認（不承認）通知書

年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付けで申請のあった守谷市PR事業者登録申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

登録番号	第 号
名 称	
住所又は所在地	
氏名又は代表者名	
事業概要	
登録期間	年 月 日～ 年 月 日

2 承認しない

理由

様式第3号（第9条関係）

守谷市PR事業者登録変更申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

守谷市PR事業者登録内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後
☐ 名 称		
☐ 住所又は所在地		
☐ 氏名又は代表者名		
☐ 事業概要		

3 変更期日 年 月 日

4 変更理由

5 添付書類

- （1）登録内容の変更概要が分かるもの
- （2）その他参考資料

様式第4号（第9条関係）

守谷市PR事業者登録変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました守谷市PR事業者登録内容
の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

登録番号	第 号
変更期日	年 月 日

変更事項	変更前	変更後
☐ 名 称		
☐ 住所又は所在地		
☐ 氏名又は代表者名		
☐ 事業概要		

2 承認しない

理由

様式第5号（第10条関係）

守谷イメージ画使用申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

守谷イメージ画を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

申請内容	☐ 新規申請 ☐ 使用期間の延長（承認番号 第 号）
使用目的	☐ 商用使用 ☐ 物販使用（販売する場合はこちら）
使用期間	☐ 最長期間（翌々年度の3月31日まで） ☐ 承認された日～ 年 月 日（短期間の場合はこちら）

2 使用範囲

* 予定販売価格は、物販使用の場合のみ記入してください。

使用物件 (商品名等)	使用イメージ画 (基本形、モチーフ)	予定数量	予定販売 価格*
			円
			円
			円

3 担当者連絡先

所属部署・担当者名	電話番号	メールアドレス

4 添付書類

- (1) 使用物件のイメージ図（著作権、承認番号の表記位置も明示すること）
- (2) その他参考資料

様式第6号（第10条関係）

守谷イメージ画使用承認（不承認）通知書

年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付けで申請のあった守谷イメージ画の使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

承認番号	第 号
使用目的	☐ 商用使用 ☐ 物販使用
使用期間	年 月 日～ 年 月 日

使用物件 (商品名等)	使用イメージ画 (基本形、モチーフ)	予定数量	予定販売 価格
			円
			円
			円
			円
承認条件			

2 承認しない

理由

様式第7号（第12条関係）

守谷イメージ画使用変更申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

守谷イメージ画の使用内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号 第 号

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後
☐ 使用物件（商品名等）		
☐ 使用イメージ画		
☐ 予定数量		
☐ 予定販売価格		
☐ その他		

3 変更期日 年 月 日

4 変更理由

様式第8号（第12条関係）

守谷イメージ画使用変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました守谷イメージ画の使用内容の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

承認番号	第 号
変更期日	年 月 日

変更事項	変更前	変更後
☐ 使用物件（商品名等）		
☐ 使用イメージ画		
☐ 予定数量		
☐ 予定販売価格		
☐ その他		
承認条件		

2 承認しない

理由

様式第9号（第16条関係）

守谷イメージ画使用物件販売実績報告書

年 月 日

守谷市長 宛て

使用者	住所又は所在地 名 称
	氏名又は代表者名
	電 話 番 号
	担 当 者 氏 名
	担当者連絡先

年 月 日付け（承認番号第 号）で承認を受けたイメージ画使用
物件の 年 月 日から 年 月 日までの販売状況等につ
いて、下記のとおり報告します。

記

[illegible]